

平成29年11月24日（金）

午後1時30分

議会棟4階 第1・2会議室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
関 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第20号 懲戒処分に関する内申について

議決事項

議案第40号 寝屋川市教育財産管理規則の一部を改正する規則について

署名人

高須教育長

岩根教育長職務代理者

10月・11月教育委員会一般事務報告

(10月21日～11月24日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
10	21	土	第5回寝屋川市アルカスピアノコンクール予選（～22日、28日～29日）	ピアノコンクール	アルカスホール
	24	火	平成29年度近畿市町村教育委員会研修大会	研修会	紀の川市粉河ふるさとセンター
			幼稚園英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	25	水	教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	26	木	近畿都市教育長協議会研究協議会	研修会	天王寺都ホテル
			幼稚園英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	29	日	2017 青年祭	青年交流事業	中央公民館 講堂
11	1	水	校長役員会	11月校長会の案件について	教育研修センター
	3	金	第67回寝屋川市民文化祭（～5日）	式典（3日）、芸能祭・演芸祭・音楽祭・作品展・映像作品発表会等	総合センター
	6	月	大阪府市町村教育委員会研修会	研修会	ホテルアウィーナ大阪
			校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	7	火	大阪府都市教育長協議会秋季研修会	研修会	藤井寺市立生涯学習センター
	10	金	小中学校英語教育特別推進地域研究発表会	公開授業・指導講評	第四中学校
			市指定文化財特別公開（～13日）	絹本着色方便法身尊像の公開	西正寺（太間町）
	11	土	小中学校英語教育特別推進地域研究発表会	全体会	寝屋川市立市民会館
	12	日	三島・北河内地区対抗柔道大会	大会	四條畷市立総合体育館
	14	火	幼稚園英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	15	水	イングリッシュ・プレゼンテーション・コンテスト（予選会）	生徒による英語発表	教育研修センター
			寝屋川市小学校音楽会（～16日）	児童による音楽発表	寝屋川市立市民会館
	17	金	学校訪問		
			教育委員懇話会		教育長室
			総合教育会議		議会棟4階 第1委員会室
	19	日	市民体育大会 剣道の部	大会	市民体育館
	21	火	幼稚園英語村	英語村事業の実施	教育研修センター

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
11	22	水	教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	24	金	教育委員会11月定例会		議会棟4階 第1・2 会議室
			第3回寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会	会議	議会棟4階 第1委員 会室

11月・12月教育委員会行事計画書

(11月25日～12月31日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
11	25	土	第36回寝屋川市民大学閉講式	閉講式	中央公民館 講堂
	26	日	市民体育大会 ソフトバレーボールの部	大会	市民体育館
			囲碁将棋活動推進事業後期(～平成30年1月28日 20講座)	囲碁将棋の講座	市民会館
	30	木	校長役員会	12月校長会の案件について	教育研修センター
			就学指導委員会	就学指導に関する協議	議会棟4階 第1・2会議室
12	1	金	小学生スポーツ大会	縄跳び(8字跳び)を実施	市民体育館
	2	土	第5回寝屋川市アルカスピアノコンクール本選(～3日)	ピアノコンクール	アルカスホール
	4	月	12月市議会定例会(第1日)	委員長報告(決算)、付議事件即決、委員会付託	市議会議場
			幼稚園英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	5	火	文教常任委員会	付託事件審査	議会棟5階 第2委員会室
	7	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	9	土	中学生の主張	中学生の主張発表会	中央公民館 講堂
	11	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	10	日	市民体育大会 インディアカ混合の部	大会	池の里市民交流センター
			市民体育大会 マラソンの部	大会	淀川河川公園太間地区
	13	水	12月市議会定例会(第2日)	一般質問	市議会議場
			中学生サミット	寝屋川市中学生サミットの開催・各部門からの報告	教育研修センター
	14	木	12月市議会定例会(第3日)	一般質問	市議会議場
	15	金	12月市議会定例会(第4日)	一般質問	市議会議場
	19	火	12月市議会定例会(第5日)	委員長報告、追加事件即決	市議会議場
	21	木	就学指導委員会	就学指導に関する協議	議会棟4階 第1・2会議室
	22	金	教育委員懇話会		教育長室
			教育委員会12月定例会		議会棟4階 第1・2会議室

報告第20号

懲戒処分に関する内申について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成29年11月24日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

議案第40号

寝屋川市教育財産管理規則の一部を改正する規則について

寝屋川市教育財産管理規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成29年11月24日提出

寝屋川市教育委員会

教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市教育財産管理規則においては、財産貸付に関する規定がなく、教育財産の貸付に当たって、寝屋川市公有財産規則を適用してきたが、これを改め、寝屋川市教育財産管理規則に、財産貸付に関する規定等を設けるため。

寝屋川市教育財産管理規則の一部を改正する規則

寝屋川市教育財産管理規則（平成 24 年寝屋川市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 2 号に規定する教育財産（以下「教育財産」という。）の管理に関しては、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

第 2 条 削除

第 9 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、使用の許可を受けようとする者が暴力団（寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年寝屋川市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当すると認めるときは、当該使用を許可しない。

第 18 条第 2 号中「委員会」を「教育委員会」に改める。

第 23 条を第 24 条とし、第 22 条を第 23 条とし、第 21 条の次に次の 1 条を加える。

（教育財産の貸付け等）

第 22 条 教育財産については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

2 前項の規定による教育財産の貸付け又は私権の設定については、行政財産の貸付け又は私権の設定に関する寝屋川市公有財産規則の規定の例による。ただし、当該貸付け又は私権の設定に係る契約に関する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 22 条第 5 号の規定により、市長が管理し及び執行する。

別表中「第 14 条関係」を「第 13 条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

寝屋川市教育財産管理規則新旧対照表

No.1

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第2号に規定する教育財産（以下「教育財産」という。）の管理に関しては、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。 (定義) 第2条 削除 第9条 2 前項の規定にかかわらず、教育長は、使用の許可を受けようとする者が暴力団（寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。）又は暴	(趣旨) 第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、寝屋川市教育委員会（以下「委員会」という。）の管理する教育財産の管理及び使用許可（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項の規定による使用許可をいう。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則において「教育財産」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第2号に規定する教育財産をいう。

寝屋川市教育財産管理規則新旧対照表

No.2

改正案	現行
力団密接関係者（同条第5号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当すると認めるときは、当該使用を許可しない。 （使用許可の取消し等） 第18条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止することができる。 (2) 教育委員会において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき。 （教育財産の貸付け等） 第22条 教育財産については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。 2 前項の規定による教育財産の貸付け又は私権の設定については、行政財産の貸付け又は私権の設定に関する寝屋川市公	（使用許可の取消し等） 第18条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止することができる。 (2) 委員会において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき。 （文書等の様式） 第22条 この規則に定める文書等の様式は、学校教育部長が定める。

寝屋川市教育財産管理規則新旧対照表

No.3

改 正 案	現 行
有財産規則の規定の例による。ただし、当該貸付け又は私権の設定に係る契約に関する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条第5号の規定により市長が管理し、及び執行する。 (文書等の様式) 第23条 この規則に定める文書等の様式は、学校教育部長が定める。 (委任) 第24条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。 別表 (第13条関係)	(委任) 第23条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。 別表 (第14条関係)